

「ごみ収集福祉サービス」Q & A

Q 1 「ごみ収集福祉サービス」とは何ですか。

A 京都市が定期的に収集する家庭ごみを、所定のごみ集積場所まで持ち出すことが困難な高齢者、障害者等を対象に支援するもので、ご自宅の前に出されたごみを直接、玄関先まで収集にお伺いします。

具体的なサービスの内容は次のとおりです。

- ◇ 週1回（月曜日から金曜日のいずれか1回）、ご自宅前に家庭ごみ等（大型ごみ・死獣は含まれません）を収集
- ◇ ごみの排出が一定期間なされない場合は、あらかじめ指定を受けた連絡先にその旨を連絡
- ◇ 収集時にインターホン等による声かけ（希望される場合のみとなります。）

Q 2 「ごみ収集福祉サービス」で収集してもらえるごみは何ですか。

A 京都市が定期的に収集しております、燃やすごみ、缶・びん・ペットボトル、プラスチック類、小型金属類・スプレー缶、雑がみの5種類です。

Q 3 「ごみ収集福祉サービス」を受けることができる条件はありますか。

A 次の（１）から（５）をすべて満たす方が対象となります。

- （１）京都市内に居住する世帯であること。
- （２）介護保険（介護予防・生活支援サービスを含む）サービスまたは障害福祉サービスを利用し、かつホームヘルプサービスを利用していること。
- （３）６５歳以上の方、障害がある方、または同様の方のみで同居されている世帯であること。
- （４）定期的に収集するごみを所定の時間及び排出場所へ排出することが困難であること。
- （５）本人、親族、近隣者などによるごみ出しができないこと。

Q 4 平成２９年４月から始まった総合事業の事業対象者は利用対象になりますか。

A 平成２９年４月から始まった総合事業の介護予防・生活支援サービス利用者も、他の条件（上記Ｑ３を参照）も満たす方でしたら、「ごみ収集福祉サービス」の利用対象者となります。

Q 5 申請用紙はどこでもらえますか。

A 市内でホームヘルプサービスを提供している事業所やエコまちステーション、お住まいの地域を所管するまち美化事務所などで配布しております。

また、京都市ホームページからもダウンロードできます。

申請については、取次窓口がケアマネージャーやホームヘルパーの所属する事業所になりますので、一度担当のホームヘルパーにご相談ください。

Q 6 申請用紙の記入方法について教えてください。

A 京都市ホームページ内に「記入例」を掲載しておりますので、ご参照ください。

Q 7 申請書を自筆で書けないのですが、どうすればよいでしょうか。

A 親族の方やご近所の方等に代筆していただくか、あるいはケアマネージャーやホームヘルパーさんをお願いできる場合は、担当の方に代筆していただきますようお願いします。

Q 8 申請から収集開始までに、どれくらいの時間がかかりますか。

A 申請書をいただいてから現地で確認を行いますので、申請から収集開始まで約2週間程度かかります。

Q 9 申請の結果は、どのようにして知らせてもらえるのですか。

A あらかじめお聞きした送付先へ「ごみ収集福祉サービス可否決定通知書」を送付し、結果や収集開始日等についてお知らせします。

Q 10 家の中まで収集に来ていただけるのですか。

A 申し訳ございませんが、原則玄関先収集としており、家の中まで立ち入ることはできません。

Q 1 1 全品目を、一つの袋にまとめて出してもいいですか。

A まとめて出すことはできません。京都市指定のごみ袋に分別して出してください。
燃やすごみは黄色の指定ごみ袋、缶・びん・ペットボトルは透明の指定ごみ袋、プラスチック類も透明の指定ごみ袋で、決められた方法で出してください。

※小型金属類・スプレー缶は透明な袋であれば、指定袋でなくてもかまいません。

※缶・びん・ペットボトルとプラスチック類は別の袋で出してください。

※雑がみは、紙袋にいれるなどして出してください。

（紙袋がない場合は、ひもでしばったり、透明の袋に入れたりするなどして出していただいても結構です。

Q 1 2 ごみを前夜から出さなければならない場合、どのようにすればいいでしょうか。

A その場合は、ごみをペール容器の中に入れておく、またはバケツを被せておくなど、付近の環境衛生に配慮して出してください。

Q 1 3 「ごみ収集福祉サービス」を受けており、急に入院することになりました。その際に行う手続きを教えてください。

A 急な場合は、まずエコまちステーションまたはまち美化事務所に電話で連絡してください。その後、「ごみ収集福祉サービス変更届」を担当ヘルパーの事業所等を通じてエコまちステーションまたはまち美化事務所に提出してください。

また、入院以外にも諸事情により、あらかじめ決められた収集日にごみを出さないことが分かっている場合には、事前にエコまちステーションまたはまち美化事務所に電話で連絡してください。

Q 1 4 住所の変更を変更したい場合は、どのような手続きが必要ですか。

A 住所が変更になる場合、改めて現地訪問調査が必要です。

担当ヘルパーの事業所等を通じて、「ごみ収集福祉サービス終了届」を現住所を所管するエコまちステーション又はまち美化事務所に提出のうえ、「ごみ収集福祉サービス申請書」を新しい住所を所管するエコまちステーション又はまち美化事務所に提出してください。

Q 1 5 一度申請すれば、ずっと収集してもらえるのですか。

A 中止等のお申出などがない限り、継続して収集を行います。